

- 第一條 本
- 第二條 本
- 第三條 本
- 第四條 本
- 第五條 本
- 第六條 船内
- 第七條 本會
- 第八條 本會
- 第九條 本會
- 第十條 本會
- 第十一條 本

第九條ノ規定ハ第十條第十一條ニ準用ス
第十二條 本會ハ會員ノ贊成及一定出資金ヲ以テ維持ス
會費ハ左ノ二種トス
正會員ハ一ヶ月金額トス
特別會員ハ一ヶ月金額トス
特別會員ハ一ヶ月金額トス
毎月收支計算ノ上殘餘金ハ基本金ニ加テ
第十三條 會員ノ資格
會員タルントスルモハ大阪商船株式會社船乘組司船員
シラ六ヶ月以上勤務シタル者タルコトヲ要ス
(以上ノ資格ナキ者ト雖モ幹部ニ於テ認メタル者ハ會員トシ
事ヲ得)
司船長ニ昇進シタル者、同時ニ特別會員トシ其權利ヲ行使
ラザルモノトス
第十四條 本會ハ入會セントスル者ハ本人出ノ上本會規定ノ
用紙ニ入會金五圓ヲ添ヘ申込ムモノトス
第十五條 納入シタル會費及入會金ハ如何ナル事由アルトモ返
ズ
第十六條 前十三條ニ掲グル資格ナキ者ニシテ本會ノ總管理
者ハ之ヲ顧問囑託、援助トス
第十七條 顧問囑託、特別員ノ推薦ノ理事會ノ決議ニ依ルモノト
ス
第十八條 本會ハ時勢ノ向上ニ伴ヒ着實ナル方法ニ基キ往來ノ調
習ヲ廣シ改善進歩ヲ圖ル事
第十九條 本會ハ家族ニ對シ懇篤ニ旨トシ相互ノ便宜ヲ計ル
ニ、會員ハ之ヲ通借其他一般ノ事務ヲ取扱フ
第二十條 會員ノ就職紹介ヲナス
第二十一條 會員ノ權利ヲ掩護シ以テ之ヲ遂行セシム
第二十二條 會員ノ依頼ニ依リテハ公私一切ノ交渉ヲナス
第二十三條 會員ノ不在中家族ニ於テ事故發生シタル場合ハ遺棄待
限ヲ援テス
第二十四條 本會ハ會員之ニ對シ徵收ノ費用(徵收ノ善長ナル者ハ
徵ナレバ會員之ニテ常用スルモノトス)
第二十五條 本會ハ毎月一回會報ヲ発行ス
論說、著稿、會員所在、會務概況、收支計算報告等其他ノ機
關ニキモノトス
第二十六條 會報ハ會員同ニ贈ツ
第二十七條 毎月十一日トス

第二十條 救濟
左ノ各項ニ基キ
一、會員ニシテ
二、會員ニシテ
三、會員ニシテ
四、會員ノ交
五、會員ニシ
六、紀念品
七、會員ニシ
八、紀念品
九、會員ニシ
十、紀念品
十一、會員ニシ
十二、紀念品
十三、會員ニシ
十四、會員ニシ
十五、會員ニシ
十六、會員ニシ
十七、會員ニシ
十八、會員ニシ
十九、會員ニシ
二十、會員ニシ
二十一、會員ニシ
二十二、會員ニシ
二十三、會員ニシ
二十四、會員ニシ
二十五、會員ニシ
二十六、會員ニシ
二十七、會員ニシ
二十八、會員ニシ
二十九、會員ニシ
三十、會員ニシ
三十一、會員ニシ
三十二、會員ニシ
三十三、會員ニシ
三十四、會員ニシ
三十五、會員ニシ
三十六、會員ニシ
三十七、會員ニシ
三十八、會員ニシ
三十九、會員ニシ
四十、會員ニシ
四十一、會員ニシ
四十二、會員ニシ
四十三、會員ニシ
四十四、會員ニシ
四十五、會員ニシ
四十六、會員ニシ
四十七、會員ニシ
四十八、會員ニシ
四十九、會員ニシ
五十、會員ニシ

三、宿泊希望者ハ所費納タル事(實費)
(但シ幹部ノ許可ヲ得ザル者ニハ實費ナル事ヲ得)
四、監督者ノ命ニ服從スル事
但シ監督者ニ不法行為ヲシタル時ハ幹部ニ申達スル事ヲ
得
五、各員公徳心ヲ重ズルコト
六、各員公徳心ヲ重ズルコト
七、禮貌靜肅ヲ旨トシ品格ヲ毀損セザル事
八、各員衛生ヲ重シ清潔ヲ旨トスル事
九、所内器具ヲ叮嚀ニ取扱フコト
十、監督者ノ命ニ服從セザル者ハ宿泊ヲ拒絕スル事アルベシ
十一、教師ノ命ヲ尊重シ絕對ニ服從スル事
但シ教師ニ不法行為アル時ハ幹部ニ申達スルコトヲ得
第十二條 左ノ事項ニ該當スル者ハ本會員タル資格ヲ失フモノトス
一、退社シタル者
二、脱會シタル者
第十三條 左ノ事項ニ該當スル者ハ本會員タル資格ヲ失フモノトス
一、會員ノ体面ヲ害スル如キ行為アル者
二、會員ニシテ濫言タル者
三、船内規則ニ違反シタル者
四、六ヶ月以上出資ノ義務ヲ滞留シタルモノ
但シ航海ノ都合上入港ノ延期シタル場合ハ此限ニテラス
五、同志ノ秩序ヲ亂スル如キ行為アル者
第十四條 本會ノ財産保管者ハ官廳ノ代表者トス
第十五條 本會ノ各員ハ隨時帳簿ヲ閲覧スル事ヲ得
第十六條 會員ニシテ脱會或ハ脱會後分ヲ受ケタル者ハ幹部會ノ許
可ヲ得ザレバ再ビ入會ヲナス事ヲ得ズ
第十七條 本會ニ對スル必要ナル改正ハ理事會ニ於テ之ヲ定メ會報
誌上ニ報告スルモノトス
第十八條 會則以外ノ事故發生シタル場合ハ幹部ニ於テ協議ノ上時
機ニ適シタル所置ヲナスモノトス
附 則
一、會員及其家族ニ死亡セリタル時ハ會旗ヲ持テ送葬スル
○市内居住者ハ住宅罹災ノ場合ハ救護班ヲ送ル事
但シ市内居住者ハ附近居住者ニ限ル
第二條 神戶市救護班
第三條 教育所及
一、宿泊セシム
要ス(教育所